

令和2年第1回定例会
赤井川村議会会議録
第2日（令和2年3月10日）

◎議事日程（第2日）

- 第23 議案第18号 令和2年度赤井川村一般会計予算
第24 議案第19号 令和2年度赤井川村後期高齢者医療特別会計予算
第25 議案第20号 令和2年度赤井川村国民健康保険特別会計予算
第26 議案第21号 令和2年度赤井川村介護保険サービス事業特別会計予算
第27 議案第22号 令和2年度赤井川村簡易水道事業特別会計予算
第28 議案第23号 令和2年度赤井川村下水道事業特別会計予算
第29 一般質問

◎出席議員（8名）

1番	連	茂	君	2番	曾	根	敏	明	君		
3番	辻	康	君	4番	能	登	ゆ	う	君		
5番	湯	澤	幸	敏	君	6番	川	人	孝	則	君
7番	山	口	芳	之	君	8番	岩	井	英	明	君

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員

村	長	馬	場	希	君					
副	村	長	大	石	和	朗	君			
会	計	管	理	者	小	畑	信	幸	君	
総	務	課	長	高	松	重	和	君		
保	健	福	祉	課	長	藤	田	俊	幸	君
介	護	保	険	課	長	神	信	弘	君	
産	業	課	長	秋	元	千	春	君		
建	設	課	長	今	城	豪	君			
教	育	課	長	根	井	朗	夫	君		
教	育	委	員	会	次	長	谷	早	苗	君
代	表	監	査	委	員	大	西	敏	典	君
農	業	委	員	会	会	長	阿	部	猛	君
選	挙	管	理	委	員	会				
委	員	長	大	山	政	紀	君			

◎議会事務局

事務局長
書記

瀬戸雅哉君
青木秀英君

(午前10時00開議)

◎開議宣告

○議長（岩井英明君） おはようございます。
本日の会議をただいまから開きたいと思います。

◎日程第23 議案第18号ないし日程第28 議案第23号

○議長（岩井英明君） 昨日に引き続きまして、提案理由の説明を求めたいと思います。
高松総務課長。

○総務課長（高松重和君） それでは、私のほうから一般会計新年度予算の議会費及び総務課所管の歳出予算についてご説明させていただきますが、地方自治法施行規則の一部改正によりまして、令和2年度から歳出体系の7節賃金が削られ、7節以降の節番号が1節ずつ繰り上げられることになりました。したがって、従来の8節報償費が7節報償費へと変更されております。また、昨年度までの予算において計上しておりました作業員賃金等の類につきましては、役務の提供を受けるということで、役務費ということで計上しておりますことを事前にご説明申し上げます。

それでは、43ページ目をお開きください。3、歳出、1款議会費、1項議会費、1目議会費、本年度予算額4,861万2,000円、前年度より46万2,000円の増で、主に人件費と会議録作成委託料の増加によるものです。

続きまして、45ページから50ページ上段になります。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度予算額2億3,755万9,000円、前年度より779万6,000円の増で、主な増減としましては、人件費につきましては275万円の減、役務費はふるさと納税手数料等で518万2,000円の増、委託料につきましては昨年12月より運行している赤井川村公共交通バス運行委託料及び地域公共交通計画の策定業務委託料として858万円、合わせてですが、新たに計上しております。また、負担金補助及び交付金につきましては、中央バスに交付する市町村生活バス運行補助金を本年度、令和元年度ですけれども、実績に応じて前年比305万9,000円を減額しているところです。

続きまして、50ページから51ページ目に移ります。2目文書広報費、本年度予算額727万7,000円、前年度より43万9,000円の増で、一般に一般法令の追録費用並びに広報発行費用の増額であります。

続きまして、3目会計管理費、本年度予算額304万1,000円、前年度より1万9,000円の増で、前年同様の計上であります。

次に、51ページ下段から53ページのほうに移ります。4目財産管理費、本年度予算額451万2,000円、前年度より181万6,000円の増で、後ほどご説明いたしますが、8目企画費よりさくら・もみじ基金事業費を財産管理費へ移行したことが主な増加要因となっております。さくら・もみじ基金事業では、開村120年の記念植樹地をはじめ村有地の桜、紅葉の管理、小中連携活動としての植樹活動を進めてまいります。

続きまして、53ページ目をお開きください。5目財政調整基金費、本年度予算額670万5,000円、前年度より176万円の減で、主に備荒資金組合超過納付金の減額によるものです。

次に、54ページ目になります。6目諸費、本年度予算額100万円、前年度同額の計上であります。

続きまして、7目交通安全対策費、本年度予算額226万9,000円、前年度より12万3,000円の減というふうになっております。

次に、55ページ中段から59ページになります。8目企画費、本年度予算額3,462万円、前年度より3,175万1,000円の大幅な減少です。主な減少要因は、人件費で465万5,000円の減、企画総務費において平成27年度に策定しました第四期総合計画及びまち・ひと創生法に基づく第2期創生総合戦略の策定費用として572万9,000円の増、情報通信費につきましては庁内情報通信基盤の無停電装置の更新に77万円の増、最後になりますが、移住支援事業につきましては国の制度による地方創生移住支援金という制度がありまして、その部分の100万円を計上しております。なお、道の駅施設管理費及び地域おこし協力隊員活動費は6款商工費、2目観光費への移行、先ほどご説明しましたさくら・もみじ基金事業費の財産管理費への移行が企画費の大きな減少要因となっております。大変申し訳ありませんが、59ページ上段をお開きいただきたいと思うのですが、右端の説明欄ですが、59ページに誤記がありまして、ここに細節7、地域おこし協力隊員活動費として132万1,000円という説明の記載がありますが、全くの誤記載でありまして、ここに記載されている数字につきましては8目企画費へ予算計上しているものではありません。観光費にて予算計上をしております。説明書きとして削除されるべきものが削除されておりました。新年度予算の提案にこのような不備がありましたことをお詫び申し上げます。大変申し訳ありませんでした。

続きまして、60ページ目へ進みます。

(何事か呼ぶ者あり)

○総務課長(高松重和君) 今ご説明をいたしましたけれども、今書かされていた地域おこし協力隊の活動費については、2款1項8目企画費のほうに予算は一切反映されておられません。ただ、説明書きとして誤記がある。削除忘れということで、すみません。予算の数字には一切影響ありませんので、誤記ということでご理解をいただきたいというふうに思います。大変申し訳ありません。

続きまして、60ページ目のほうに移らせていただきます。9目庁舎管理費、本年度予算額1,260万7,000円、前年度より43万8,000円の増で、光熱水費の増加によるものです。

次に、61ページから64ページ上段へ移ります。10目集会施設管理費、本年度予算額1,067万9,000円、前年比4万1,000円の増で、前年同様の計上であります。

続きまして、64ページになります。11目国民保護協議会費、本年度予算額31万3,000円、前年度より17万2,000円の増で、平成30年度に更新した全国瞬時警報システムのメーカー保守が終了したため、保守委託料が増加しているものです。

なお、12目開村120年記念事業費については廃目となります。

次に、64ページ下段から65ページへ進みます。2款2項徴税费、1目税務総務費、本年度予算額1,374万9,000円、前年度より95万3,000円の増で、主な増加要因は人件費の増というふうになっております。

65ページ下段から67ページへ進みます。2目賦課徴収費、本年度予算額1,054万8,000円、前年度比19万6,000円の減で、前年並みの計上であります。

続きまして、67ページ中段になります。2款3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、本年度予算額3,784万5,000円、前年度より1,641万5,000円と大幅な増加となっております。これは、職員1名体制から2名体制へしたことに伴う人件費の増加、委託料に戸籍法改正に伴う戸籍システムの改修委託費として642万4,000円、新たに余市町へ事務委託しているパスポートの交付申請事務費を委託料として計上しております。負担金として、個人番号制度に伴う事務委任交付金として前年度比106万6,000円を増額して計上しております。主な増加要因です。

続きまして、68ページ下段から69ページへ進みます。2目国民年金費、本年度予算額50万6,000円、前年比45万円の増で、増加要因は日本年金機構と接続する年金生活者支援給付金システムの改修費用となっております。

次に、2款4項選挙費、1目選挙管理委員会費、本年度予算額98万1,000円、前年度より3万7,000円の減で、前年並みの計上であります。

70ページ中段に移ります。2目北海道知事及び北海道議会議員選挙費から4目参議院議員通常選挙費については廃目となります。

次に、70ページ下段から72ページ上段へと進みます。2款5項統計調査費、1目各種統計調査費、本年度予算額99万6,000円で、前年比44万3,000円の増となっております。主な増減は、農業センサスの関連経費が減少したこと、新たに令和2年は国勢調査年でありますので、調査関連経費を計上していることによります。

続きまして、72ページ中段になります。2款6項監査委員費、1目監査委員費、本年度予算額96万5,000円、前年比1万3,000円の減で、前年並みの計上であります。

続きまして、130ページのほうへ進みます。130ページ、8款消防費、1項消防費、1目分担金及び交付金、本年度予算額1億6,307万9,000円、前年度より774万1,000円の増です。主な増加要因は、職員人件費、令和2年度は北海道消防操法訓練大会参加による消防団活動費の増加、併せて夏冬山岳救助の設備、資材費の購入が主な増加要因となっております。

続きまして、130ページ中段から132ページにかけてご説明いたします。2目災害対策費、本年度予算額5,058万円、前年度より4,384万9,000円の大幅増額となっております。災害への備えとして、委託料及び工事請負費に指定避難所である健康支援センターへの緊急発電施設整備工事関連費用に4,335万1,000円を、併せて健康支援センターに公衆無線LANの環境整備として150万円を計上しております。緊急発電設備につきましては、停電時に自動起動する軽油を燃料とするもので、燃料タンクは990リットルで、通常の80%の電力量を約30時間程度供給できるものとなっております。また、備品購入費ですが、災害時の水道施設

用の発電機1台の購入費として240万円を新たに計上しております。

次に、152ページをお開きください。10款公債費、1項公債費、1目元金、本年度予算額2億2,445万8,000円、前年度と同額計上となっております。

同じく2目利子につきましては、本年度予算額1,149万3,000円、前年度比9万6,000円の減少で、過疎対策事業債等長期の起債の元金及び利子の前年並みの予算計上としております。

最後になりますが、153ページをお開きください。11款予備費、1項予備費、本年度806万6,000円、前年度より130万2,000円の増で、予算全体のバランスをとるための計上でございます。

以上で議会費及び総務課所管の歳出予算の説明を終わりますが、154ページ以降は地方債の年末現在高の見込調書及び給与費明細書を添付しておりますので、後ほどご高欄願います。ご審議方よろしくお願ひ申し上げます。

以上です。

○議長（岩井英明君） 藤田保健福祉課長。

○保健福祉課長（藤田俊幸君） それでは、私から保健福祉課所管の一般会計歳出予算に係ります主要な部分についてご説明させていただきます。

73ページをお開きください。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、本年度1億2,484万9,000円、前年度に対して1,443万7,000円を増額しようとするものです。主な増減の要因は、12節委託料の増、これは令和元年度に作成した総合福祉計画、第2期子ども・子育て支援事業計画策定業務が終了したことに伴い270万円が減となっておりますが、76ページ中段に飛びまして、令和2年度策定を予定する障がい者計画等、内訳は赤井川村障がい者計画、第6期障がい者福祉計画、第2期障がい児福祉計画策定業務委託料305万8,000円が計上されたことにより増額となっております。ほかには18節負担金補助及び交付金の増、主な内訳は、1ページ戻りまして75ページ中段、村社会福祉協議会運営事業補助金で増額となっております。内訳としては、人件費の増額のほか、後ほど説明する悠楽学園大学の記念事業に関して老人クラブ運営助成金分が増額となっているものです。次に、27節繰入金で増となっておりますが、こちらは国民健康保険特別会計の一般会計繰入金予算額の増に伴い増額となっているものです。ほかには事務分掌の変更に伴い、次の77ページなのですが、消費生活費が6款1項1目商工総務費より社会福祉総務費へ移動しております。予算額としては16万円、ほぼ前年と同額の計上となっております。

次に、2目老人福祉費、本年度5,174万5,000円、前年度に対して255万7,000円を減額しようとするものです。主な増減の要因は、10節需用費の食糧費、次のページに移りまして、13節使用料及び賃借料の増、こちらは令和2年度で設立から50周年を迎える赤井川村悠楽学園大学について例年実施している宿泊研修に併せて記念祝賀会を開催するために、先ほどの社会福祉協議会の老人クラブ運営助成金の増額と併せて計上しようとするものとなっております。また、敬老会費では、100歳を迎える方1名分として敬老特別報償金が計上され

ています。ほかには27節繰出金の減、こちらは介護保険サービス事業特別会計の一般会計繰入金予算額の減に伴い減額となっているものです。

次に、79ページを御覧ください。3目重度心身障害者並びにひとり親家庭等医療費、本年度225万9,000円、前年度に対して15万円を減額しようとするもので、ほぼ前年並みの計上となっております。

続きまして、80ページをお開きください。4目社会福祉施設費、本年度224万5,000円、前年度に対して204万7,000円を増額しようとするもので、増額の要因としては老朽化した寿住宅の解体工事費2戸分を計上しようとするものとなっております。

次に、5目後期高齢者医療費、本年度2,797万2,000円、前年度に対して138万8,000円を減額しようとするものです。増減の要因は、18節負担金補助及び交付金で後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金が526万2,000円の減のほか、27節繰出金で後期高齢者医療特別会計の一般会計繰入金予算額の増に伴い増額となっているものです。

飛びまして、84ページの中段を御覧ください。8目老人保健事業費につきまして、後期高齢者医療制度の開始に伴い老人保健制度が廃止され12年を経過し、今後該当する支出の見込みがないことから、廃目しようとするものでございます。

次に、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、本年度15万円、前年に対して6万円を増額しようとするもので、こちらは児童福祉年金の受給者増によるものとなっております。

次に、2目乳幼児医療費、本年度366万2,000円、前年度に対して9万2,000円を減額しようとするもので、ほぼ前年並みの計上となっております。

次に、3目保育所運営費、本年度3,748万5,000円、前年度に対して60万8,000円を増額しようとするもので、主な増減の要因は、会計年度任用職員制度開始により報酬及び職員手当等が大きく増額となり、報償費が減額され、旅費で費用弁償が新設されております。なお、配置人員に変更はなく、正職員2名、会計年度任用職員が保育業務担当職員5名のほか、休暇代替等としてのパートタイム職員2名分も併せて計上されているものです。ほか、次のページで12節委託料の減額、こちらは広域入所委託料ですが、補正予算でも説明させていただきましており、幼稚園などにつきましては給付費で支払うべきものであることから、該当する分を19節扶助費に計上したことによるものです。また、遊具の安全確保を目的として遊具点検業務委託料を新たに計上しております。

次に、87ページを御覧ください。4目児童措置費、本年度1,304万3,000円、前年度に対して36万3,000円を減額しようとするもので、19節扶助費について児童手当の支給見込みにより減額しようとするものとなっております。

続きまして、88ページをお開きください。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、本年度2,222万6,000円、前年度に対して15万9,000円を増額しようとするものです。ほぼ前年度並みの計上となっております。

そのまま90ページに進んでいただきまして、下段、2目予防費、本年度1,014万7,000円、前年度に対して14万円を減額しようとするもので、トータルでは前年並みの計上となって

おります。内訳としては、予防接種の委託料が減となっております。これは、成人男性の風疹接種が新規計上されておりますが、全体としては接種対象者の見込みによって減額となっているものです。また、92ページのほうに移りまして、保健事業費の12節委託料で健康管理システム改修事業が新たに計上されているものです。

次に、3目環境衛生費、本年度1億5,365万9,000円、前年度に対して1,857万8,000円を増額しようとするもので、内訳としては、95ページのほうに進んでいただきまして、廃棄物処理費の18節負担金補助及び交付金で下水道広域化推進総合事業構成町村負担金として149万9,000円を計上しています。こちらは、行政報告でも触れていましたが、北後志5カ町村で設置する北後志衛生施設組合の処理施設老朽化について下水道、浄化槽汚泥の処理を一元化する下水道広域化推進総合事業により取り進めることが決定したことに伴い、令和2年度に実施する施設の基本設計に係る構成町村負担金分を計上しようとするものとなっております。また、27節繰出金で、簡易水道事業特別会計繰出金では314万6,000円の増、96ページに進みまして、下水道事業特別会計繰出金では1,228万6,000円の増、こちらは各特別会計の一般会計繰入金予算額の増に伴うものとなっております。

続いて、4目診療所費、本年度4,124万9,000円、前年度に対して115万7,000円を増額しようとするもので、主な増減の要因としては、会計年度任用職員移行に伴う整理が行われているもののほか、10節需用費の修繕費で、経年劣化及び部品の供給停止による修理不能のおそれがあることから、診療所の自動ドア装置の交換修繕費を計上しているものとなっております。

最後に、98ページをお開きください。5目健康支援センター費、本年度830万円、前年度に対して103万6,000円を増額しようとするもので、主な増減の要因としては、10節需用費の修繕費で、診療所と同様に、経年劣化及び部品の供給停止による修理不能のおそれがあることから、自動ドア装置の交換修繕費を計上しているものとなっております。

以上で保健福祉課所管の一般会計歳出予算について説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします

○議長（岩井英明君） 神介護保険課長。

○介護保険課長（神 信弘君） それでは、私から介護保険課所管の一般会計歳出予算についてご説明をさせていただきます。

80ページをお開きください。3款民生費、1項社会福祉費、6目介護保険事業費、前年度に対して670万円を増額し、4,838万5,000円の計上とするものです。主な増減の要因は、会計年度任用職員への移行による人件費の増、職員給与の減、18節、赤井川村社会福祉協議会へ居宅介護支援事業補助金の新規計上による増、また後志広域連合負担金について前年度の地域支援事業実績により179万1,000円の増となります。それ以外については、ほぼ前年度並みの計上となっております。

82ページをお開きください。3款1項7目地域支援事業費、前年度に対して548万9,000円を減額し、4,872万2,000円の計上とするものです。主な増減の要因は、生活支援体制整備事

業委託料の新規計上による増、地域包括支援センター運營業務委託料及び地域包括支援事業アドバイザー業務委託料の事業内容の見直しによる減、また社会福祉士派遣事業委託料の皆減によるものでございます。それ以外については、ほぼ前年度並みの計上となっております。

以上で介護保険課所管の一般会計歳出予算について説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（岩井英明君） 秋元産業課長。

○産業課長（秋元千春君） それでは、農業委員会及び産業課所管の歳出予算の主要部分につきまして説明させていただきます。

100ページからになります。5款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費、本年度予算額849万1,000円、前年度に対しまして40万7,000円を増額しようとするものです。2年置きに実施しております農業委員視察研修の開催経費が増額の要因となっております。

続いて、102ページになります。2目農業総務費、本年度予算額3,003万9,000円、前年度に対しまして64万4,000円を増額しようとするものです。主な増額の要因は、人件費の増額によるものです。

続いて、103ページ中段から105ページになります。3目農業振興費、本年度予算額2,663万1,000円、前年度に対しまして103万7,000円を減額しようとするもので、主な減額要因は、18節負担金補助及び交付金で細目3の環境保全型農業直接支援対策事業費、これが補助単価の見直しにより増額措置ということで約110万円ほど増額しておりますが、細目2の農業振興対策事業補助金で約90万円ほどの減額、細目4の新規就農後150万円が5年間で支給されます農業次世代人材投資事業の補助金、これが対象者1名減ということで、総額で103万7,000円の減額となっております。

続いて、105ページ中段に移りまして、4目畜産業費、本年度予算額30万4,000円、前年度に対しまして1,000円を減額しようとするもので、ほぼ前年並みの計上となっております。

続いて、同じく105ページ下段から106ページになります。5目農地費、本年度予算額673万6,000円、前年度に対しまして226万6,000円を増額しようとするもので、主な増額要因につきましては、細目2の多面的機能支払交付金事業におきまして、昨年度までは村内では都地区で実施しております農地保全の取組、これのほか、新年度から余市川土地改良区の活動も新規地区として採択されました。仁木町と赤井川村にまたがる区域となりますが、土地改良区内の曲川地区、面積約27ヘクタール分の金額でいきますと約110万円、これを交付金として新規計上しております。また、細目3の小規模土地改良事業費におきましては、道営事業として同じく余市川土地改良区が施工します水田用の水路、余市川の尾根内頭首工の実施設計業務の市町村負担金139万9,000円を計上しております。

続いて、107ページに移ります。6目農業経営基盤強化促進事業費、本年度予算額10万円、前年に対しまして5,000円を減額しようとするもので、ほぼ前年並みの計上となっております。

同じく107ページ下段から108ページになります。7目農業振興センター管理費、本年度予算額1,423万6,000円、前年度に対しまして400万円を増額しようとするもので、増額要因につきましては、14節工事請負費で管理棟の外壁、屋根の塗装工事を新規計上しております。

108ページ中段に移ります。8目地籍調査成果管理費、本年度予算額134万2,000円、前年度に対しまして3,000円を増額しようとするもので、ほぼ前年並みの計上でございます。

同じく108ページ下段からになりますが、9目水利施設管理費、本年度予算額2,296万7,000円、前年度に対しまして486万8,000円を増額しようとするもので、主に落合ダム管理に関する経費の計上ですが、本年度につきましては2年ごとあるいは3年ごとに実施する検査業務または委託業務に関する経費が増額の要因となっております。

続いて、111ページから113ページになります。2項林業費、1目林業総務費、本年度予算額2,032万5,000円、前年度に対しまして1,324万8,000円を増額しようとするもので、前年対比で大幅な増額となっておりますが、要因につきましては、森林環境税467万2,000円の基金積立金、それと同じく基金から同額を繰入金ということで約930万円ほどの計上、森林整備事業補助金で約160万円の増額計上、細目3の有害鳥獣駆除費でも約160万円を増額計上しております。

続いて、114ページから115ページになりますが、6款商工費、1項商工費、1目商工総務費、本年度予算額1,710万2,000円、前年度に対しまして102万7,000円を増額しようとするもので、増額の主な要因は、商工会運営事業補助金を前年対比で100万円増額計上させていただいております。

続いて、115ページ中段から117ページにかけてですが、2目観光費、本年度予算額4,459万4,000円、前年度に対しまして3,397万9,000円を増額しようとするもので、大幅な増額の要因は、細目1の人件費のうち会計年度任用職員人件費、細目3の道の駅あかいがわ施設管理費、細目4の地域おこし協力隊員活動費、これが2款総務費の企画費から商工費に振替となったものでございます。

続いて、118ページからになります。3目小公園管理費、本年度予算額3,814万4,000円、前年度に対しまして209万円を増額しようとするものでございます。パークゴルフ場のスタート台9台の改修費、公園委託料が前年比で増となっております。

続いて、120ページ中段からになります。4目保養センター費、本年度予算額1,444万7,000円、前年度に対しまして39万5,000円を増額しようとするものでございます。主な増額要因につきましては、12節委託料の指定管理費、温泉の指定管理費を消費税増額に伴いまして増額計上しようとするものでございます。

以上で農業委員会及び産業課所管歳出予算について説明させていただきました。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（岩井英明君） 今城建設課長。

○建設課長（今城 豪君） 続きまして、私のほうから建設課所管歳出予算について説明させていただきます。

121ページを御覧いただきたいと思います。7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、前年度に対し995万4,000円を減額し、1,095万8,000円の計上とするものでございます。これに対しましては、職員人件費を一部土木総務費から住宅管理費に移したことによる減額が大きく、そのほかはほぼ前年並みの計上となっております。

次に、122ページを御覧いただきたいと思います。7款2項道路橋梁費、1目道路維持費、前年度に対し878万2,000円を増額し、1億3,500万7,000円の計上とするものでございます。増減が大きいものにつきましては、10節需用費で163万9,000円の減額、これにつきましては高原道路の外灯がLED化工事によりLEDになります。そのため光熱水費が減額となるための減額でございます。あと、賃金と使用料をなくして、12節、村道維持作業業務委託料を新設しました。あと、14節工事請負費の事業量の増加によるものでございます。これにつきましては、令和元年度が骨格予算で編成したため、春に発注するもの以外は計上してございませんでしたが、今年度につきましては例年どおり計上したことによる大幅な増となっております。令和2年度の維持工事につきましては、舗装補修工事が220平米、区画線が8,720メートル、側溝清掃等土砂上げの工事が251メートル、富田北線道路整備工事が285メートル、これにつきましては昨年度からの継続事業となっております。あと、先ほど話しました高原道路のLED化工事として、高原道路にある街路灯53基の全てをLED化する工事を予定しております。あと、委託業務で村道等除雪委託業務で343万円の減額、これにつきましてはキロロ施設の排雪による減額と単価調整による増額で減額となっております。それ以外につきましては、ほぼ前年並みの計上となっております。

次に、123ページを御覧いただきたいと思います。7款2項2目道路新設改良費、前年度に対し505万8,000円を増額し、4,940万6,000円の計上とするものでございます。大きな増額の要因といたしましては、次のページにありますけれども、14節工事請負費で富田線道路改良工事、継続事業でございますけれども、前年度に対し補助事業の増額を行うものでございます。前年度が150メートルのところ令和2年度につきましては189メートル、プラス39メートルの延長増で計上してございます。あと、その他の課で説明したと同様に、賃金と原材料は皆減となっております。それ以外につきましては、ほぼ前年並みの計上となっております。

次に、124ページをお開きいただきたいと思います。7款2項3目橋梁維持費、前年度に対し313万3,000円を増額し、8,143万3,000円の計上とするものでございます。増額の主な要因といたしましては、12節委託料で140万6,000円の減額、令和2年度の委託料の内容につきましては、共栄橋及び更生橋の2橋の補修の設計委託業務を考えております。14節工事請負費で470万7,000円を増額、令和2年度の工事場所といたしましては、母沢線母沢橋補修工事、元年度に引き続き2年継続事業でございます。あと、新規で共栄東線共和橋補修工事、あと旧北部橋の埋立工事の3本の工事を考えております。それ以外につきましては、ほぼ前年並みの計上となっております。

次に、125ページを御覧いただきたいと思います。7款3項河川費、1目河川総務費、前年度に対し765万8,000円を増額の計上でございます。増減の大きな内容につきましては、賃

金と使用料をやめて、委託料45万6,000円を新規に計上してございます。これにつきましては、道路維持と同じ考えでございます。あと、14節工事請負費が661万円の増額計上となっております。これにつきましては、令和元年度が骨格予算で編成したため、河川工事を計上しなかったために増額となっております。令和2年度の河川工事につきましては、上中の川線の土砂上げで260メートル、滝の川の土砂上げで400メートル、あと都川の環境工事で120メートル、あと共栄川の護岸復旧工事で24メートルの4本を考えております。それ以外につきましては、ほぼ前年並みの計上となっております。

126ページをお開きいただきたいと思います。7款4項住宅費、1目住宅管理費、前年度に対して7,885万2,000円を増額し、1億1,729万6,000円の計上でございます。増減の大きな内容につきましては、土木総務費でも説明いたしましたが、職員人件費を一部土木総務費から住宅管理費に移設した人件費の増でございます。あと、10節需用費で199万5,000円の増額、これにつきましては公営住宅の修繕費が年々増加しており、それに対応するための増額でございます。あと、14節工事請負費で7,462万4,000円の増額計上、これにつきましても先ほどと同じように、令和元年度が骨格予算であることから計上しませんでしたけれども、令和2年度につきましては通常どおり計上したための大幅増額となっております。令和2年度の工事箇所につきましては、桜団地整備工事、あと緑丘団地全面的改善工事、これにつきましては補助事業でございます。あと、緑丘団地、それに伴う敷地整備工事、あと中央団地の塗装工事、職員住宅塗装工事、村有住宅解体工事で赤井川地区の1棟を考えております。村有住宅、都地区の塗装工事を考えております。あと、都地区の村有住宅解体工事、これについても1棟を考えております。あと、18節負担金補助及び交付金で900万円の減額、これにつきましては移住定住支援事業で1件予定してありまして、昨年度より3件減額したため、900万円の減額となっております。それ以外につきましては、ほぼ前年並みの計上となっております。

以上で建設課所管一般会計予算について説明を終了させていただきます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（岩井英明君） 谷教育委員会次長。

○教育委員会次長（谷 早苗君） 私のほうから教育委員会所管の一般会計歳出予算についてご説明いたします。

133ページをお開きください。9款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費、本年度予算125万5,000円、前年度比6,000円の減。これは、主に表彰用記念品代の減によるものです。

次に、下段、2目事務局費、本年度予算3,563万4,000円、前年度比275万円の減。これは、主に人事異動による人件費の減によるものです。ほかは前年度並みですが、本年度は赤井川村で後志特別支援学級児童生徒の集いが開催されることから、実行委員会補助金を新規に計上させていただいております。

次に、135ページ下段、2項小学校費、1目学校管理費、本年度予算3,180万6,000円、前

年度比186万9,000円の増です。これは、学校公員が会計年度任用職員移行に伴う人件費増が主なものです。ほかは前年度並みですが、本年度から遊具点検業務委託の経費を新規に計上させていただいております。

次に、138ページ下段、2目教育振興費、本年度予算1,306万6,000円、前年度比597万円の増。これは、学習支援員が会計年度任用職員移行に伴う人件費増や、学習指導要領の改訂による教師用教科書、指導書購入費の増が主なものです。また、プログラミング教育推進のため、プログラミングロボット配置の経費を新規に計上させていただいております。

次に、140ページ中段、3項中学校費、1目学校管理費、本年度予算1,633万9,000円、前年度比80万5,000円の増。これは、学校公員が会計年度任用職員移行に伴う人件費増や、電気代の増が主なものです。

次に、142ページ上段、2目教育振興費、本年度予算2,018万3,000円、前年度比114万円の増。これは、柔道マット、カラープリンターなど備品購入費の増が主なものです。また、小学校と同じくプログラミング教育推進のため、プログラミングロボット配置の経費を新規に計上させていただいております。

次に、143ページ中段、4項社会教育費、1目社会教育総務費、本年度予算1,940万9,000円、前年度比215万9,000円の増。これは、社会教育指導員、中学生海外研修事業推進員、放課後子ども教室指導員が会計年度任用職員移行に伴う人件費増や、中学生海外研修事業補助金による増が主なものです。

次に、146ページ上段、2目社会教育施設費、本年度予算905万1,000円、前年度比33万5,000円の増。これは、生活改善センター光回線開通による電話代の増や、特殊建物・建築設備等定期点検業務委託の経費を新規計上したことによる増が主なものです。

次に、147ページ中段、5項保健体育費、1目保健体育総務費、本年度予算332万9,000円、前年度比5万6,000円の増。これは、赤井川フットボールクラブから村体育団体活動補助金の申請による増が主なものです。

次に、149ページ、2目体育施設費、本年度予算1,884万円、前年度比152万6,000円の減。これは、昨年村営プールのろ過器、ろ材交換とろ過ポンプ更新工事が終了したことによる減が主なものです。

次に、150ページ下段、3目学校給食費、本年度予算1,990万4,000円、前年度比17万円の増。これは、仁木町へ支払う学校給食業務負担金の増が主なものです。

以上で教育委員会所管の令和2年度一般会計歳出予算について説明を終了させていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（岩井英明君） 藤田保健福祉課長。

○保健福祉課長（藤田俊幸君） それでは、私より新年度より保健福祉課所管となります令和2年度後期高齢者医療特別会計の当初予算について説明いたします。詳細につきましては、予算資料の25ページから27ページに記載させていただいておりますが、予算書の6ページをお開きください。

2、歳入、1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料、1目保険料、本年度822万6,000円、前年度に対して23万7,000円を減額しようとするものです。内訳は、前年度実績に基づく推計により減額するものとなっております。

続きまして、7ページを御覧ください。2款使用料及び手数料、1項手数料、1目督促手数料、本年度1,000円、前年度と同額で、科目設定としての計上となっております。

次に、8ページをお開きください。3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度1,237万4,000円、前年度に対して387万4,000円を増額しようとするものとなっております。

続きまして、9ページを御覧ください。4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、本年度1,000円、前年度と同額で、科目設定としての計上となっております。

次に、10ページをお開きください。6款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、1目延滞金、本年度1,000円、前年度と同額で、科目設定としての計上です。

2項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金、本年度1,000円、前年度と同額で、科目設定としての計上です。

2目還付加算金、本年度1,000円、前年度と同額で、科目設定としての計上です。

3項雑入、1目雑入、本年度1,000円、前年度と同額で、科目設定としての計上となっております。

続いて、11ページを御覧ください。3、歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度19万3,000円、前年度に対して8,000円を減額しようとするもので、ほぼ前年並みの計上となっております。

2項徴収費、1目徴収費、本年度496万1,000円、前年度に対して348万8,000円を増額しようとするもので、主な増額の内訳は、システム改修のための委託料を計上しようとするものです。

続きまして、12ページをお開きください。2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金、本年度1,525万円、前年度に対して15万7,000円を増額しようとするもので、こちらは広域連合での試算結果に基づくもので、ほぼ前年並みの計上となっております。

次に、13ページを御覧ください。3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金、本年度1,000円、前年度と同額で、科目設定としての計上です。

2目還付加算金、本年度1,000円、前年度と同額で、科目設定としての計上です。

最後に、14ページを御覧ください。4款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度20万円、前年度と同額を計上しようとするものです。

以上で令和2年度後期高齢者医療特別会計当初予算について説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続いて、令和2年度国民健康保険特別会計当初予算について説明させていただきます。こちらも詳細につきましては、予算資料の28ページから36ページに記載させていただいてお

りますが、予算書の6ページをお開きください。

2、歳入、1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、本年度2,592万4,000円、前年度に対して133万6,000円を減額しようとするものです。内訳は、前年度実績に基づく推計により減額するものとなっております。

続いて、7ページを御覧ください。2目退職被保険者等国民健康保険税、本年度6,000円、前年度に対して15万6,000円を減額しようとするものです。退職者医療制度は、新規適用は平成26年度末で終了していますが、それまでに資格を取得している方は65歳に到達するまで制度の対象となります。現在村内に対象者はいませんが、有資格者の転入などに備えて科目設定のため、各項目にそれぞれ1,000円を計上するものとなっております。

続きまして、8ページを御覧ください。2款使用料及び手数料、1項手数料、1目督促手数料、本年度1万4,000円、前年度に対して6,000円を増額しようとするもので、内訳は国民健康保険税の督促手数料であり、実績に基づく推計によって増額しようとするものとなっております。

次に、9ページを御覧ください。3款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金、本年度2,000円、内訳は財政調整基金利子で、前年度と同額計上となっております。

続きまして、10ページをお開きください。4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度3,584万6,000円、前年度に対して1,270万7,000円を増額しようとするもので、内訳は基盤安定繰入金の前年実績に基づく増額及びその他一般会計繰入金について予算総額を鑑みて増額としているものとなっております。

次に、2項基金繰入金、1目基金繰入金、本年度1,000円、前年度と同額で、科目設定としての計上です。

次に、11ページを御覧ください。5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、本年度1,000円、前年度と同額で、科目設定としての計上となっております。

次に、12ページをお開きください。6款諸収入、1項延滞金及び過料、1目延滞金、本年度1,000円、前年度と同額で、科目設定としての計上です。

2項預金利子、1目預金利子、本年度1,000円、前年度と同額で、科目設定としての計上です。

3項雑入、1目返納金、本年度1,000円、前年度と同額で、科目設定としての計上です。

2目雑入、本年度1,000円、前年度と同額で、科目設定としての計上です。

3目広域連合支出金、本年度1,000円、前年度と同額で、科目設定としての計上となっております。

次に、13ページを御覧ください。3、歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度479万1,000円、前年度に対して14万7,000円を増額しようとするものです。増額の主な要因としては、人件費の増によるものとなっております。

続きまして、14ページをお開きください。2目広域連合負担金、本年度5,552万6,000円、前年に対して1,098万3,000円を増額しようとするものです。内訳は、後志広域連合分賦金が

前年度に比べて増額となっているものでございます。

2項徴税费、1目賦課徴収費、本年度71万5,000円、前年度に対して9,000円を減額しようとするもので、ほぼ前年並みの計上となっております。

3項審議会費、1目審議会費、本年度5万9,000円、内訳は国民健康保険税審議会の運営に係る経費で、前年度と同額の計上となっております。

次に、15ページを御覧ください。2款基金積立金、1項基金積立金、1目基金積立金、本年度2,000円、内訳は財政調整基金の利子積立金で、収入で計上する基金利子と同額を計上しております。

次に、16ページをお開きください。3款公債費、1項公債費、1目利子、本年度1,000円、前年度と同額で、一時借入金の利子について科目設定としての計上となっております。

次に、17ページを御覧ください。4款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目一般被保険者保険税還付金、本年度20万円、前年度に対して10万円を増額しようとするものです。内訳は、昨年実績に基づく推計によって増額するものとなっております。

2目退職被保険者等保険税還付金、本年度1,000円、前年度と同額で、科目設定としての計上です。

3目償還金、本年度1,000円、前年度と同額で、科目設定としての計上です。

4目一般被保険者還付加算金、本年度1,000円、前年度と同額で、科目設定としての計上です。

5目退職被保険者等還付加算金、本年度1,000円、前年度と同額で、科目設定としての計上となっております。

続いて、18ページをお開きください。2項繰出金、1目一般会計繰出金、本年度1,000円、前年度と同額で、科目設定としての計上となっております。

最後に、19ページを御覧ください。5款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度50万円、前年度と同額を計上しようとするものとなっております。

なお、20ページからの給与費明細書につきましては、後ほどご高欄ください。

以上で令和2年度国民健康保険特別会計当初予算について説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岩井英明君） 神介護保険課長。

○介護保険課長（神 信弘君） 私から介護保険サービス事業特別会計予算についてご説明いたします。

6ページをお開きください。2、歳入、1款サービス収入、1項介護給付費収入、1目居宅介護サービス等収入、前年度に対して350万4,000円を減額し、165万6,000円の計上とするものです。減の要因につきましては、居宅介護支援事業所について赤井川村社会福祉協議会に運営していただくことにより、居宅介護支援事業報酬が皆減となるものでございます。計上している予算につきましては、訪問介護事業報酬となります。

1款1項2目地域密着型介護サービス費収入、前年度に対して9万6,000円を増額し、998

万4,000円の計上とするものです。増の要因につきましては、通所介護事業報酬の利用実績見込みによるものです。

1款2項介護予防・日常生活支援総合事業費収入、1目介護予防・日常生活支援総合事業費収入、前年度に対して30万円を増額し、141万6,000円の計上とするものです。通所型サービス事業報酬の利用実績見込みによるものです。

1款3項自己負担金収入、1目自己負担金収入、前年度に対して12万円を減額し、145万5,000円の計上とするものです。主な減の要因は、3節現年度分地域密着型介護サービス自己負担金の利用実績見込みによるものです。それ以外は、ほぼ前年度並みの計上となっております。

8ページをお開きください。2款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、前年度に対して373万2,000円を減額し、3,247万4,000円の計上とするものです。

9ページを御覧ください。3款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、前年度と同額で、科目設定として計上するものです。

10ページをお開きください。4款諸収入、1項雑入、1目雑入、前年度に対して1万2,000円を増額し、107万8,000円の計上とするものです。ほぼ前年度並みの計上となっております。

11ページを御覧ください。3、歳出、1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費、前年度に対して93万1,000円を増額し、4,326万9,000円の計上とするものです。主な増の要因は、会計年度任用職員への移行による人件費の増額です。

13ページをお開きください。2款事業費、1項サービス事業費、1目デイサービス事業費、前年度に対して715万6,000円を減額し、446万9,000円の計上とするものです。主な減の要因は、会計年度任用職員への移行による臨時職員共済費及び賃金の皆減でございます。

2款1項2目訪問介護事業費、前年度に対して30万8,000円を減額し、22万6,000円の計上とするものです。主な減の要因は、会計年度任用職員への移行によるパートヘルパー賃金の皆減です。

2款1項3目居宅介護支援事業費、前年度に対して41万5,000円を皆減とするものです。こちらにつきましては、居宅介護支援事業所について赤井川村社会福祉協議会に運営していただくことによる皆減となっております。

15ページを御覧ください。3款予備費、1項予備費、1目予備費、前年度と同額の10万円となっております。

16ページからの給与費明細書につきましては、後ほど御覧ください。

以上で介護保険サービス事業特別会計予算について説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（岩井英明君） 今城建設課長。

○建設課長（今城 豪君） 私のほうから令和2年度赤井川村簡易水道事業特別会計予算について説明いたします。

6ページを御覧いただきたいと思います。2、歳入、1款事業収入、1項使用料、1目水

道使用料、前年度に対し125万4,000円を増額し、5,560万2,000円の計上とするものでございます。増額の主な要因につきましては、消費税が10%になったことと、令和元年度事業実績に伴う利用料金収入の増額でございます。

次に、下段を御覧いただきたいと思います。1款2項手数料、1目手数料、前年度と同額の2万円の計上でございます。

次に、7ページを御覧いただきたいと思います。2款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、前年度に対し314万6,000円を増額し、759万3,000円の計上とするものでございます。

8ページを御覧いただきたいと思います。3款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、前年度と同額の1,000円の計上でございます。

次に、9ページを御覧いただきたいと思います。4款諸収入、1項雑入、1目雑入、前年度と同額の1,000円の計上でございます。

10ページを御覧いただきたいと思います。3、歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、前年度に対し84万5,000円を増額し、898万9,000円の計上とするものでございます。ほぼ例年並みの計上でございます。

次に、12ページを御覧いただきたいと思います。2款営繕費、1項営繕費、1目営繕費、前年度に対し83万3,000円を減額し、4,233万2,000円の計上とするものでございます。一般会計と同様に、節に賃金がなくなり、修繕費として需用費が増額になっているほかは、ほぼ例年並みの計上でございます。

次に、13ページを御覧いただきたいと思います。3款公債費、1項公債費、1目元金、前年度に対し295万6,000円を増額し、1,018万9,000円の計上とするものでございます。内訳といたしましては、22節償還金利子及び割引料の長期債元金の増額によるものでございます。

下段に移ります。3款1項2目利子、前年度に対し6万8,000円を減額し、160万7,000円の計上とするものでございます。内訳といたしましては、22節償還金利子及び割引料の一時借入金利子及び長期債利子の減額でございます。

14ページを御覧いただきたいと思います。4款予備費、1項予備費、1目予備費、前年度と同額の10万円の計上とするものでございます。

15ページ以降の給与費明細書等につきましては、後ほど御覧いただきたいと思います。

以上で令和2年度赤井川村簡易水道事業特別会計予算の説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

続きまして、私から令和2年度赤井川村下水道事業特別会計予算について説明いたします。

7ページを御覧いただきたいと思います。2、歳入、1款分担金及び負担金、1項分担金、1目下水道分担金、前年度に対し6万円を減額し、2万円の計上でございます。これにつきましては、新たに1件の下水道を接続するための計上でございます。

8ページを御覧いただきたいと思います。2款事業収入、1項使用料、1目下水道使用料、

前年度に対し18万7,000円を増額し、1,163万7,000円の計上でございます。内訳といたしましては、現年度分下水道使用料の増額でございます。消費税が10%になったことと、令和元年度の使用料実績からの計上でございます。

下段に移ります。2款2項手数料、1目手数料、前年度と同額の8,000円の計上でございます。

次に、9ページを御覧いただきたいと思っております。3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目下水道費国庫補助金、前年度に対し新規計上の800万円でございます。内訳といたしましては、後ほど支出で説明いたしますが、令和2年度より下水道事業の補助事業が開始されることにより、下水道補助金の計上でございます。

10ページに移ります。4款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、前年度に対し1,228万6,000円を増額し、6,518万1,000円の計上とするものでございます。内訳といたしましては、1節一般会計繰入金の増額でございます。

11ページを御覧いただきたいと思っております。5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、前年度と同額の1,000円の計上でございます。

12ページを御覧いただきたいと思っております。6款諸収入、1項雑入、1目雑入、前年度に対し9,000円を減額し、1,000円の計上とするものでございます。

次に、13ページをお開きいただきたいと思っております。3、歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、前年度に対し37万円を増額し、385万3,000円の計上とするものでございます。内訳につきましては、消費税の納付分、26節の新規計上となっております。そのほかにつきましては、ほぼ前年並みの計上となっております。

15ページをお開きいただきたいと思っております。2款営繕費、1項営繕費、1目営繕費、前年度に対し2,003万4,000円を増額し、6,004万9,000円の計上とするものでございます。増減の主な理由といたしましては、賃金の廃節に伴う修繕による需用費の増額となっております。あと、13節委託料で1,795万9,000円の増額となっております。これにつきましては、アクアクリーンセンターの管理料が技術員単価による増額となっております。あと、公共下水道ストックマネジメント策定委託料の新規計上、これにつきましては先ほど言った補助事業による委託業務の策定でございます。あと、公共下水道事業計画見直しの新規計上、これにつきましては5年に1度下水道計画の計画変更を行うことが決められており、そのための補助事業により新規計上を行うものでございます。14節工事請負費で325万7,000円の減額となっております。これにつきましては、令和2年度の工事箇所につきましては4本予定しております。主ポンプ井攪拌装置更新工事、曝気装置インバーター改修工事、スクリーンユニット改修工事、下水道都地区汚水ます設置工事の4本を予定しております。あと、17節備品購入費で479万2,000円の新規計上、これにつきましては補助事業で下水道施設の停電時の発電機2台を購入することができるための計上でございます。それ以外につきましては、ほぼ前年並みの計上となっております。

17ページをお開きいただきたいと思っております。3款公債費、1項公債費、1目元金、前年度

に対し32万6,000円を増額し、1,747万1,000円の計上とするものでございます。内訳といたしましては、22節償還金利子及び割引料、長期債元金の増額によるものでございます。

下段を御覧いただきたいと思えます。3款1項2目利子、前年度に対し32万6,000円を減額し、337万5,000円の計上とするものでございます。内訳といたしましては、22節償還金利子及び割引料、一時借入金利子及び長期債利子の減額によるものでございます。

18ページを御覧いただきたいと思えます。4款予備費、1項予備費、1目予備費、前年度と同額の10万円の計上とするものでございます

19ページ以降の給与費明細書等につきましては、後ほど御覧いただきたいと思えます。

以上で令和2年度赤井川村下水道事業特別会計予算の説明を終了いたします。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（岩井英明君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第18号から議案第23号につきましては、全員で構成する予算特別委員会を設置し、付託の上、審議することにいたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、議案第18号から議案第23号につきましては、予算特別委員会に付託の上、審議することに決定いたしました。

なお、ただいま設置いたしました予算特別委員会の委員長につきましては先ほど協議のとおり川人孝則議員、そして副委員長につきましては湯澤幸敏議員をお願いいたしたいと思えますので、よろしく取り計らい願いたいと思えます。

ここで休憩いたします。

午前11時14分 休憩

午前11時30分 再開

○議長（岩井英明君） 会議を再開いたします。

◎日程第29 一般質問

○議長（岩井英明君） 次に、日程第29、一般質問を行います。

この際、申し上げます。一般質問につきましては、発言時間は会議規則第56条第1項の規定により30分以内といたします。

議員の発言を許します。

連茂君。

○1番（連茂君） まず、今回議会運営委員会通過後、道の駅の質問で経営に関する内容を一部削除し、質問の原稿を差し替えさせていただきました。そのことにより事務局長及

び理事者側にご迷惑をおかけしたことを深くおわびします。

それでは、質問に移ります。まずは教育長に質問です。教育行政の中で体育館の持つ意義は大きいと思いますが、利用者として体育館を訪れると、かなりぞんざいに扱われているのではないかと思う部分があり、教育長としての姿勢を確認したいと思います。

まずは、体育館の老朽化をどう捉えているかお答えください。

次に、ホールに入るとまず感じるのが、暗くて汚らしいです。薄暗いのは古い建物なので仕方ないとは思いますが、壁紙を見ると色あせ、破れ、剥がれたりしているところが多く、汚らしく感じます。他市町村の体育館を幾つか見てきましたが、ホールはとても明るく清潔に感じました。体育館は中体連などの大会も行われる村の顔。ホールはすぐに改装すべきだと考えますが、どうでしょうか。

さらに、トイレに入ってみると、男子のトイレには和式が2つ、女子のトイレには和式が3つです。簡易的な洋式便座が置かれていますが、そろそろ簡易ではなく、ウォシュレット付きの洋式便座にならないものでしょうか。

暗い、汚いからの発想として、安全性の不安も感じるところです。アリーナの天井にはここ数年使ったことがないのではと思われるバスケのゴールがありますが、個人的には信用に欠け、大きな地震が来たときに落下の心配があるのではないかと心配です。必要性がないなら撤去すべきだし、何かに使う予定があるなら、動作の確認や点検が行われているかどうかお答えください。

喫煙の問題はどうでしょうか。少し前まで男子更衣室が喫煙ルームになっていて、住民の声を受け、指摘させていただいた経過がありますが、禁煙は徹底されているのでしょうか。役場の敷地内は全面禁煙になった一方で、体育館の敷地内、特に玄関あたりでたばこを吸うのはいかがなものかと考えます。喫煙を許可するなら喫煙ルームをちゃんと設置すべきだと考えます。教育長としての判断をお尋ねします。

次に、2階のトレーニングルームですが、過去には動かなくなったランニングマシンやエアロバイクが長く放置されていて、壊れかけた器具はそのままにしていることが多く、利用者の不満も聞いています。できることなら充実させていただきたく資料を用意したので、お配りした資料を御覧ください。資料は2つ用意しました。1つは、総務省の出した20歳から30歳の運動離れの様子を紹介したグラフです。ねずみ色の縦線と青い縦線があると思いますが、その差が10代、20代、30代の運動不足というか、運動離れを表しているグラフになっています。あと、資料2、厚生労働省が出した運動不足と死因を関係させたグラフです。これはとても分かりやすく、3番目に運動不足が死亡の原因になっているというのを表したグラフです。

人間の体は水と骨と筋肉と皮膚からできて、体内の臓器も筋肉運動で形成されているのがほとんどです。専門的な知識も必要なので多くは語りませんが、子供の頃に当たり前に動かしていた筋肉が使われなくなると筋肉の収縮が起こり、それが関節痛の原因の1つとされています。また、運動不足は中性脂肪を増加させ、高血圧や高血糖の兆候が見え始めるの

も20代の後半からです。当然それに対する予防が必要になるのです。50を過ぎる頃になると人生に未練を感じ、健康志向が増え、健康教室や運動教室などに参加する人が増えていますが、予防医学の観点からもいっても、積極的に運動を勧めなくてはいけないのは20代から40代の世代ではないかなと思います。赤井川村の現状を見ても、一時的なスポーツイベントとしてソフトボール大会やミニバレーボール大会などがありますが、それを常習化するためのものではありません。教育行政だけの問題とは思っていませんが、まずは体育館の設備としてトレーニング機材の充実を懇望します。都会にあるようなフィットネスクラブを作りたいと願うものではありません。日頃の運動不足や冬期間の足腰強化のためにも、定期的な機材整備が可能なランニングマシン3から5台、エアロバイク3から5台の設置と、フィットネスやハンドクラップダンスをするためのモニター、さらには利用の促進や機材を利用した健康指導が行われることを期待しますが、いかがでしょうか。

次に、道の駅についてです。昨年の選挙の際、議員になったら赤井川村の道の駅をどうにかしてよという住民の声を多く聞きました。その声を受け、まずは自分で利用してみようと昨年秋から6回赤井川村の道の駅を訪れ、利用してみました。僕が気がついた点を3点お伝えしておきます。

1、Wi-Fiが簡単に使えない。当たり前のことですが、今や観光地は無料Wi-Fiがあり、Wi-Fiを経由してSNSで拡散してもらうというのが宣伝の1つです。現在道の駅SPOTというWi-Fiは利用できますが、ログインの必要性からインバウンドの利用が見込めません。ご存じの方も多いと思いますが、洞爺湖の温泉街は全ての場所からエントリー画面を通して自国を選択するだけで世界各国の人が利用可能です。せめて館内ではパスワード入力程度で使えるWi-Fiの整備を希望します。

2、キャッシュレス決済ができない。当然ながら最近は、安全面からも時短のためにもキャッシュレスが求められています。売る側に手数料はかかりますが、交流人口を増やすためにもキャッシュレス決済を検討できないものでしょうか。

3、禁煙車で長いドライブ、途中でたばこを吸いたくなる人もいます。喫煙室の設置に反対はしませんが、道の駅にある喫煙ルームが余りにも臭いと指摘があり、僕も実際に入ってみました。想像以上の臭いで、真冬に窓を開けてたばこを吸う利用客を何人も見ました。公共施設の喫煙問題はいろいろとありますが、道の駅にあえて喫煙ルームを設置するのなら、もう少し気持ちよく利用できるようなスペースを確保すべきだと考えます。また、指定管理契約の更新も近いと聞いています。経営やサービスの評価もすることになると思いますが、その前に住民の声や利用者の声を聞き、問題があれば指摘し、改善できるものは改善してもらおうといった関係を結ぶ必要があるような気がします。現状はどのように評価方法を考えているかお聞かせいただけますか。さらに、住民からの道の駅に対する要望など聞き取りを行う予定があるかどうかお聞かせください。よろしくお願いします。

○議長（岩井英明君） 教育長。

○教育長（根井朗夫君） まず、赤井川村体育館については、広義のいわゆる社会教育施設

であるというふうな認識をしております。家庭や学校のほかで全ての年齢の人が学習や研修、スポーツや趣味に興じたり、楽しむ機会を提供されたりすることができる生涯学習のための施設である。さらに、本村生涯スポーツ推進の上で基礎的条件になるものであり、その整備は村のスポーツ振興を図る上で非常に重要な施設であるという認識をまずは持ってください。

ご指摘の体育館の老朽化についてですが、本施設は昭和54年に建設されまして現在41年目に入るわけですがけれども、年数がたっており、改修、修繕等を行いながら現在に至っているものです。大規模なものでいうと、昭和62年から修繕を続け、現在に至っています。安全な利用を脅かす破損は早急に改善しなければなりませんし、効果的な学習の妨げになる劣化は計画的な改善をしなければならないと私自身も考えるものであります。

さて、教育委員会では、平成29年に劣化状況の大規模調査診断を行いました。同年3月に長期保全計画を策定いたしております。現在は、本調査診断の健全度、危険度判定に基づく補修、それから緊急補修を進めながら、本計画に基づいて改修を進めるとともに、長期保全計画に基づく改修計画を村全体の行政推進計画と調整を図りながら進めているところです。本計画に基づく改修では、平成29年度に体育館の屋根、外壁の工事、それから防球ネット、換気扇などの改修を行っています。また、改修計画では、次の30年度に予定していた体育館のポーチ等玄関部分のバリアフリー化のスロープ、それから自動ドア化等の工事も前倒しで行ってございます。

先ほどご指摘ありましたトイレ、ホール等につきましては、長期保全計画では5年次目、6年次目、令和3年度、4年度に改修を計画しているものでございます。ご質問のとおり、ウォシュレットつき洋式トイレ化、それから車椅子での利用ができる多目的トイレ一部屋分の設置も計画に入れてございます。ホールの採光は、大きな改修は難しい部分もございしますが、壁紙の色ですとか照明の変更により改善する計画となっております。基本設計書はできておりますので、村長部局と調整しながら順次改修を進めていきたいと考えております。

バスケットボールのゴールについてですがけれども、以前バスケットボールの愛好会があった折には活用の方も多くありまして、私自身使っていたこともあります。現在は余り使われておりません。安全性については、前述の29年の調査診断で安全確認をしており、その後については担当職員が隔年で確認してございまして、現在安全性に問題はないとの報告を受けてございます。

喫煙についてですが、望まない受動喫煙の防止を図る観点から、2018年の7月に成立しました健康増進法の一部を改正する法律が制定されまして、施設の区分ごとに令和2年4月1日まで、ここで全面施行となるわけですがけれども、現在段階的に施行されているところがあります。体育館については、施設内喫煙の禁止、それから喫煙専用室設置も不可というふうにされている施設でございまして。本村の体育館についても10月以降灰皿を撤去したところですが、議員ご指摘のとおり、喫煙者がいるとの話を受けまして、体育館内に全面禁煙の

表示を掲示させていただいているところです。

教育長としての判断をとということですが、健康の増進を図ることを目的とした体育館でございまして、健康を損なうおそれがあると言われていた喫煙を許可することは趣旨に反するものであるというふうに思いますし、本施設での禁煙は利用者のご理解をいただきたいというふうに思っていますし、また法令上の部分でも屋内禁煙と定められた施設であり、さらに喫煙専用室設置、これについても法令に反するものであることから、設置する予定はございません。

また、トレーニング機材につきましてですが、廃棄するよりも利用可能な状態のものは利用したいという利用者からの申出もありまして、利用者の願いを酌み取る形でご指摘のような状態になっていたところです。現在所有者の了解を得て整理を進めているところであります。また、機材の充実につきましては、先ほど申し上げました長期保全計画の5年次目、6年次目にトレーニング室床材の強化改修を計画しております。それに併せて整備をしたいと考えてございます。村民の体力向上、健康の維持増進の観点から効果的な整備をしたいと考えているところですが、機種台数等利用ニーズも確認しながら進めていきたいというふうに思っています。また、整備された後には、村民への周知を含めた利用促進についても計画したいと考えてございます。スポーツ推進委員などのご意見も伺いながら計画的に進めようというふうに考えてございますが、またご助言いただければ幸いです。

○議長（岩井英明君） 村長。

○村長（馬場 希君） それでは、連議員からの道の駅に関するご質問について私のほうからお答えさせていただきます。

今後の道の駅における評価や住民意見の反映方法についてどのような考えを持っているのかという趣旨のご質問であるかと思われませんが、まずは実際に連議員も道の駅を訪れ、要望や疑問を持たれた点についてお答えいたします。

1点目の新たなW i - F i の設置要望についてですが、現在設置している道の駅S P O T、無料公衆無線L A Nにつきましては、北海道開発局において道路情報、気象・災害情報、観光情報など様々な情報にアクセスできるよう全ての道の駅に設置されています。ご感想を持たれたようにログインの必要はありますが、道の駅として、また避難施設として公衆無線L A Nの機能を有しておりますので、現時点で新たな設備導入は考えておりません。

2点目のキャッシュレス決済ですが、外国人観光客を中心に利用者の利便性は高まる一方、決済手数料の負担や決済処理に一定の日数を要することとなります。これらの事情を考慮し、指定管理者においては新たな決済方法を導入する環境には至っていないと判断しているところです。

3点目の喫煙場所については、施設整備により、喫煙者、非喫煙者双方にとって望ましい環境が提供されているものと思います。年間60万人を超える来場者数と北海道における喫煙率の高さをはじめ、喫煙環境についてはそれぞれ価値観の相違もありますが、指定管理者

の業務として引き続き適正な管理を求めていくことに変わりありません。

次に、現時点における道の駅に対する評価についてお答えします。利用者視点の客観的評価ですが、道の駅完走者が選ぶ北海道道の駅ランキングにおいては、2016年度、17年度ともにトイレがきれいだと感じた道の駅トップ10にランク入りしております。直近では、2019年度北海道じゃらん道の駅ランキングのテイクアウトメニュー部門で、道内120を超える施設がある中8位との高評価をいただいております。道の駅と地域生産者が連携し、地域の素材を生かしたベーカリーやお米のジェラート、お米煎餅などは、地域ブランドの形成や地域特産品として認知されております。

また、開業時より農産物直売所をはじめ農産加工品や手作り商品の販売、ベーカリー、食堂への食材提供に地域住民の参画をいただいておりますが、現在では60名近くの方々に関わりをいただき、農村ビジネスの場として道の駅を活用いただいております。最近では、手芸を楽しむ皆さんの利用や、開業時より小中学生の総合学習の場として、また指定管理者においても地域貢献として村内児童を対象にしたクリスマス会などの季節イベントを開催し、地域経済のみならず、地域内のコミュニティ施設としても定着してきていると評価しております。

次に、施設運営における住民意見の反映ですが、道の駅に農産物を出荷されている農産物直売所生産者協議会の役員会を中心に、村、指定管理者と3者で必要の都度協議を行っておりますし、国土交通省においても道の駅の役割として道路利用者のサービス提供の場から道の駅自体の目的地化へと進み、現在は道の駅第3ステージとして地方創生、観光を加速する拠点へと位置づけられております。これらの観点から来年度の赤井川村創生総合戦略見直しの策定委員会の際に議論がなされ、ご質問のような住民の声を聞く場が確保できると考えております。

なお、ご質問にありますように、道の駅運営においては、公の施設の設置者として施設の運営に問題点があれば改善を求めていくことは当然ではありますが、指定管理者の自主事業における経営の点については指定管理者の裁量に委ねるのが基本となりますことをご承知お祈りいたします。

道の駅あかいがわも今年3月27日で開業6年目を迎えます。開業から今日まで来館者数は累計で345万人を数え、かつて交通の要衝だった当時と同様、赤井川村の玄関口として認識される施設になりました。この間、道央圏における道の駅の増加や高速道路の延伸、観光閑散期におけるドライブ観光者の減少、昨今の新型コロナウイルスの影響による経済の停滞など、道の駅あかいがわを取り巻く環境は社会情勢により大きく変化していくものと認識しております。今後におきましても、村の顔としての施設の維持管理をはじめ、村の産品集約化によるあかいがわブランドの向上、住民誰もが取り組める新しい農村ビジネスのきっかけづくり、都市と農村の交流拠点となるよう、村、指定管理者、参画する地域住民の知恵を絞り、効率的、かつ地域活性化に資する施設となるよう運営を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岩井英明君） 連議員、再質問ありますか。

連議員。

○1番（連 茂君） 丁寧なご回答ありがとうございます。回答を聞きながら、まず教育長のほうに、違和感を感じる部分が1つありましたので、お聞きしたいと思います。

昨年の秋にお話ししたときに遡ってしまうのですけれども、29年3月に長期保全計画を策定し、ホール、トイレ、トレーニングルームの改装計画があるということをお先ほど回答で知りましたけれども、秋に喫煙のこととかトレーニングルームのお話を教育長室でしたときに改装の話というのは2人の話の中では全く出てこなかったということと、さらに先月特別委員会で体育館のトイレの話になったとき、僕は壁紙の話もしたのですが、そのときには一切回答がなかったのが、急に一般質問したときにこうやって出てくるというのには何か原因があるのかなというふうな違和感があります。

第四期総合計画の前期に体育館の老朽化について計画的な修繕に努めるというのが94ページにあって、平成28年度LED化、29年度外装工事というのは総合計画事業実施計画総括表には載っているのですが、29年度予算の中で自動ドアとかもなったのだと思いますけれども、30年度、31年度、あと令和2年度、今回の予算も含めて改修、修繕計画というのが全く載っていないから今回質問をしたのに対して、急に来年度以降そういう計画があるのだというのが出てきたのは僕の中では違和感かなというふうに思います。もし理由があれば、その辺も教えてください。

あと、具体的な部分でいうと、バスケットのゴールというのは、以前やられていた管理人さんからも聞かれたのですけれども、相当前から使っていないよということは聞いているので、実際にいつから使っていないのか、ずっと上に上げっ放しなのか、その辺の把握ができていたら教えてください。

あと、情報としてなのですけれども、体育館の中はたばこが吸えないということで、体育館に入る手前、右側のところでかなり多くの方がたばこを吸っているのを僕は目撃しています。これは情報として僕のほうからお伝えしておきたいなと思います。

最後に、これもはっきり分かっていなかったのですけれども、トレーニングルームのほうの床の改修工事というのが構想の中にあるというふうにありましたけれども、そのときにトレーニング機材の充実化も検討したいというふうなことがありました。具体的なものがもしあればお伝えいただければなと思います。今言った4点再質問させていただきます。

あと、道の駅に関してですが、トイレはきれいで、入ってトイレを使うときには好感が持てるのですけれども、一方、たばこルームの臭いについては今の村長の回答の中にはなかったのではないかなと思います。換気扇が1個だけあるのです。入ったら相当、たばこを吸う人はそんなに感じないのかもしれないのですけれども、たばこの臭いが充満しているということがありますので、今買い物なんかに行くと、たばこが吸える場所というのは必ず空気を循環させて、きれいに空気を浄化する機材なんかを置いてあると思いますけれども、換気

扇1個である道の駅、かなり多くの方が夏場は使うと思いますけれども、対応できるのかなというのが疑問です。その辺どうお考えか。

あと、今後におきましてという最後の締めくくりの部分もありますけれども、行政と道の駅でウィン・ウィンの関係が築かれているような発言にも聞こえますが、その辺どうかなというふうな気がします。付け加えてもしお答えいただけたらよろしくをお願いします。

以上です。

○議長（岩井英明君） 教育長。

○教育長（根井朗夫君） ありがとうございます。4点ほどのご質問にお答えさせていただきますが、まず1点目の計画の関係についてなのですが、計画については平成29年に策定されてはいるものの、村全体の様々な予算の中で計画どおりに必ずしもいつているものではなくて、それぞれの年度に必要な予算が組まれたときにその予算が、今回の体育館でいうと一時的に手をつけていないであるとかという部分が出ているという実態があるかなというふうに思っています。昨年度と今年度については、そういう部分で予算が見積もられていなかったという部分は聞いてございます。そういうことから今のような状況が生まれているということ。ただ、こういうふうに計画しているということについては、私としても必要性については感じているところですので、予算が全体計画の中で執行できるものであれば優先的に進めていきたいなと考えているところでもあります。

また、ご指摘の中のトレーニングルームですとかホールやトイレの関係についても、29年度の計画については、3年目、4年目についてはアリーナの床面と内壁の改修計画が組まれていて、5年目、6年目がトイレですとかこちらの計画が組まれているところです。29年以降の緊急性、必要性等を踏まえた中で順番の入替え等も含めながら検討することも必要なかなというふうに思っていますので、具体的に詰めていきたいなというふうに思っています。それが1つ目。

それから、バスケットのゴールに関わっては、これについては先ほど申し上げましたように、29年の検査のときに使用については大丈夫であるというふうなことは確認していますが、しばらく使われていないという話は聞いてはいます。ただ、当初というか、大会等を仮に開催するとしたときの正規の配置というか、機材という部分では、上についているバスケットゴールが正規のゴールだという話も聞いていますので、利用できるものであればそのまま利用を必要とするときに備えて点検しながら保管していきたいなというふうに考えているものではありません。

3番目のたばこに関してですが、ご指摘ありがとうございます。私も先ほど申し上げましたように、健康という部分で考えますと、この施設にはそぐわない部分であると思いますので、掲示以外の呼びかけの部分も含めながら再度、そういう状況にならないような施設維持に努めていきたいなというふうに思いますので、検討していきたいというふうに思っています。

それから、トレーニング機材の関係ですけれども、先ほどもちょっと申し上げましたよう

に、機種台数等内容、中身については利用ニーズ、それから利用の状況等も踏まえて再度計画していきたいなというふうに思っていますので、予算との兼ね合いもありますが、識見のある方々、議員も含めてご意見いただければなというふうに思っていますので、どうぞよろしくをお願いします。

○議長（岩井英明君） 村長。

○村長（馬場 希君） まず、1点目の喫煙場所の関係の環境改善ということだと思うのですけれども、基本的にたばこを吸う人が入るところなので、たばこを吸わない人は多分入らないのだろうなというふうに考えております。ですから、先ほどお答えしたように、指定管理者のほうの管理の中で適正にというか、きれいに管理してもらいたいということになりますけれども、ただ、臭いを除去したりだとかなんとかということとは喫煙者側のどういうふうにするかという部分で考えていけばいいかなというふうに思っていますので、あそこに煙を除去するやつですか、前に役場にもあったのですけれども、結構年間の維持費がかかるということもあって、そういった部分からすると、あえて新たな施設を置いてやるというようなことは今のところ考えなくてもいいのかなというふうに考えております。

それと、2点目の、すみません。質問の趣旨が僕理解できなかったのですが、ウィン・ウインの関係ではいけないと思っていらっしゃるのか、それともウィン・ウインでなく見えているということなのですか。どういうことなのでしょう。すみません。

○議長（岩井英明君） 尋ねて、議論するのか、そこで。

○村長（馬場 希君） いやいや、ちゃんと答えるのに、質問の意味が分からない。

○議長（岩井英明君） もう一回尋ねているという意味。そういうことですから許します。連議員。

○1番（連 茂君） 住民の方と温度差があるなという気がして、今、役場と指定管理者である道の駅との関係自身が、ウィン・ウインという言い方をしましたけれども、経済的というか、利害関係がしっかりとできていて、いい状態であるというふうに村長はお考えかというふうなところをお伺いしただけです。

○議長（岩井英明君） 村長。

○村長（馬場 希君） 村は指定管理の発注者でありますので、その部分からいくと、受託している道の駅の会社のほうとは契約関係で、きちんと良好な関係であるというふうに私は認識をしております。

○議長（岩井英明君） 連議員の一般質問を終了いたします。

昼食休憩に入ります。

午後 0時03分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（岩井英明君） それでは、会議を再開いたします。

次、質問者、能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） 新型コロナウイルスの対策について質問いたします。私たちの生活の様々な分野に影響を及ぼしていますが、今回の質問では特に臨時休校の措置に伴う子供たち、また保護者への対策についてお聞きいたします。

新型コロナウイルス感染拡大への対策として、村内小中学校ではまず2月27日から3月4日までの臨時休校措置がとられ、続いて27日に表明された内閣総理大臣の全国一斉の休校要請を受け、休校は春休みまで延長されました。未知の感染症が広がる状況で、休校要請を受け入れることには致し方ない面もあったのですが、いきなりの決定により児童生徒、家庭、学校現場は大変混乱することになりました。そのような状況で迅速に臨時子ども教室を開設し、共働き世帯の子供の居場所を作ってくくださったことには、一保護者として大変感謝しております。

臨時休校措置の影響と村の対応策について質問いたします。とりわけ約1カ月の授業、部活動、友人と過ごす時間を突然失い、卒業式など人生の節目、大切な思い出となる行事に変更を余儀なくされることとなった子供たちには、村としてできる限りのケアをお願いしたいと思います。状況が日一日と変化する中ですが、現時点でのお考えをお聞かせください。

①、学年末とはいえ、小中どの学年でも学ぶべき内容が終わっていない教科が多かったのではないのでしょうか。授業ができないことによる学習の遅れを今後どのように補っていくか、お考えをお聞かせください。

②、ただでさえ体力低下が指摘される状況で、約1カ月の軟禁状態は育ち盛りの児童生徒にとって非常に酷な話です。様々な行動の制約や生活リズムが崩れることによるストレス、メンタルヘルスへの影響、加えて学校給食がなくなることによる栄養低下、偏りも心配されているところです。児童生徒の体力保持、心身の健康維持のため、休校中または学校再開後に村としてどのような支援が必要とお考えかお聞かせください。

③、子供が登校できないことにより、仕事を休まなくてはいけない親も出てきます。特に非正規労働の方々、フリーランスの方々にとっては、そのまま収入減に直結しかねません。休業補償については国のほうでも検討される旨の報道がありますが、まだ具体的な内容は示されていません。村では現状をどのように把握されているかお聞かせください。

④、目に見えない脅威、それによる非常事態は、しばしば私たちをパニックに陥れます。3月2日の朝日新聞では、休校中のイタリアミラノの高校校長が学校のホームページ上で生徒に呼びかけたメッセージが紹介されていました。ペスト感染が広がった時代の混乱を描いた小説を引用しながら、そこには外国人への恐怖、感染源のヒステリックな捜索、専門家への軽蔑、デマ、ばかげた治療法、必需品の盗難、全てのことがあり、新型コロナウイルスのような目に見えない敵からの脅威がもたらす最大のリスクの1つは、社会生活や人間関係に毒を盛ることと市民生活を野蛮にすることと説かれています。今回の新型コロナウイルスの感染拡大による社会的混乱を子供たちも否応なく身をもって感じていると思います。自粛ムードの中で子供たちまでもがぴりぴりとして周りの行動を牽制したり疑心暗鬼

になったりするとしたら大変悲しいことです。村として子供たちにどのようなメッセージを寄せられるでしょうか。

以上です。

○議長（岩井英明君） 教育長。

○教育長（根井朗夫君） ご質問ありがとうございます。ご質問にお答えさせていただきます。

まず、新型コロナウイルス対策に関しては、2月24日の知事、道教育長連名によるメッセージの後、26日に知事、道対策会議からの要請を受けまして本村小中学校を令和2年2月27日から7日間を臨時休業としたところでしたが、その後、今お話にあったとおり、内閣総理大臣からの全国一律の休業措置要請を受け、春休みまでの臨時休校措置をとったところです。この間、村の対策会議、教育委員会会議、校長会議、教頭会議等を経ながら、感染防止のあり方や今後の教育課程のあり方、学校行事の持ち方やPTA歓送迎会等の行事实施等も含めて、後志教育局、後志町村教育委員会協議会等と連携をとりながら対応をしてきたところです。

このたびの対応についてのまず基本となる考えを申し上げます。何よりも子供たちの生命、安全を第一として対応すること、また今回の感染の様子については、子供の重篤な感染被害は多くは聞かれないものの、子供たちが感染の媒体となって高齢者等への感染のおそれがあるということから、その可能性を少なくする必要があること、その上で子供の健康状況、メンタルヘルスや教育課程に関わる未履修や学習内容についての可能な限りの対応を図ることを進めていきたいと考えております。また、子供たちの生命や安全は、大前提として家庭によって守られています。保護者の皆様のご協力をいただきながら取組を進めていきたいと思っています。

議員ご質問の①の授業ができないことによる学習の遅れの部分ですとか、②のストレスやメンタルヘルス、体力保持等についてお答えいたしますと、1カ月の臨時休業は子供の学習に大きなマイナスの影響を及ぼすということは間違いないものというふうに考えています。本村小中学校は、それを最小限にとどめる対応を検討、実施してございます。具体的には、北海道では子供たちを可能な限り離す、席を離すということですが、1時間を超えないこと等の対応をとった上で実施する分散登校を提案してございますが、子供たちの個々の様子を確認するとともに個別に対応するため、また集団感染のリスクを可能な限り少なくするために、本村では1週間ごとの教職員による家庭訪問を計画、実施してございます。これは、学習課題の進捗状況を確認すると同時に新たな学習課題を渡し、また子供と先生とのやりとりの中で子供の様子を確認しながら対応することができることから、よりきめ細かい指導が可能となるためです。また、次の訪問時には添削したものを渡して、さらなる指導につなげることも予定、計画してございます。

学習課題については、子供の発達段階や進捗状況に応じて担任が作成します。プリント等による復習が主な学習になりますが、これは今後学校がスタートした時点、その時点で履修

箇所を完全に定着していることで、新たなこれまで学習していない単元に素早く取り組むことができるためです。また、未履修単元については、未履修箇所の教科書を読んでノートにまとめる等の家庭学習を計画しています。その際、小学校においては、小単元等の区切りごとに先生が板書するものを児童に渡しまして、児童がそれを見ながら自分のノートにまとめる等の配慮を、中学校においては、プリント等で同様の配慮を計画しています。

現在の未履修時数についてなのですが、本村においては全校の最大で学級閉鎖があったクラスの56時間ということで、およそ2週間分です。単元末、学年末のまとめの単元の多い時期であるということから、新規履修はそれほど多くは残ってはいません。ただ、新年度に定着確認を行いまして、1週間それに合わせた残単元の履修を行うように計画してございます。また、先ほどの家庭訪問は、子供のメンタル等の様子も確認することができるのと同時に、保護者からの子供の様子の聞き取りも行うことができるものと考えてございます。これまでの家庭訪問では、子供たちの健康状況は良好で、元気であるという報告を先週末に受けているところです。

1カ月の軟禁状態についてですが、家庭での子供への関わりも大変重要であると考えますが、対応が難しい家庭のために臨時子ども教室の無料、終日開催を開催したところです。また、人との関わりを避けた中での自宅周辺での外気を吸う等の散歩等は認めてございます。交通事故に留意して行っていただければというふうに思っておりますし、そのような形で各家庭にも案内を出しているところです。また、今後子供たちが健康で活力ある生活を送っていくための例えば保健だより等のお知らせを各学校からこれから配布するよう指示してございます。

学校再開後の栄養状況や体力低下等については、北海道の子供たちというのは冬場を過ごして、春休み明けると体力低下があるとふだんから言われているところではありますが、各学校では体を慣らすですとか体力向上の取組を進めることをこれまでも行っていますが、今年度についてはさらにその程度が著しいだろうというふうに想定されますので、子供の様子を十分に把握した上で対応した取組を行っていきたいというふうに考えています。

③の休業補償についてなのですが、具体的な内容が示されつつはありますが、厚生労働省は令和2年3月2日付で「臨時休業等に伴う保護者の休暇取得支援について」により事業者への支援を打ち出しております。小学校等が臨時休業した場合に、その小学校等に通う子の保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規、非正規を問わず、労働基準法上の年次有給休暇とは別途有給の休暇を取得させた企業に対する助成金を創設するということになってございます。支給額は8,330円を日額上限としているということで、適用日は2月27日から3月31日までというふうなことで出していますし、7日の日には新型コロナウイルスの対策本部会議を首相が官邸で開き、表明したところでは、放課後児童クラブの負担増の全額国費の明示ですとか給食休止への影響に対する支援等のことも打ち出してございます。

また、教育委員会所管の学校職員等のサービスの部分なのですが、ここもいろいろ変わ

ってはきていますが、本人が罹患またはそのおそれがある場合、あるいは親族がその可能性がある場合も含めてということになりましたが、小学生、中学生、高校生、特別支援学級も幅が広がりましたが、その保護者である場合の休暇に対する配慮の措置についても、災害時休暇に規定する出勤することが著しく困難である場合とした特別休暇という措置をとることが通知として参ってございます。それから、国は児童クラブへの補償を打ち出しましたけれども、本村は児童クラブがないため、放課後子ども教室を受入母体としたところでしたが、この支援要望は北海道教育委員会に本村のほうからさせていただいているところです。

最後の目に見えない脅威についてですけれども、議員ご指摘のイタリアミラノのスキラーチェ校長は、イタリアの文豪マンゾーニの著書を引用しながら、人々が不安になっているときには話を聞いただけで見たような気になってしまうものだとし、こんなときこそよい本を読んでほしいと勧め、集団の妄想に惑わされず冷静に、十分な予防をした上で普通の生活を送ってほしいと呼びかけたそうです。私も全く同様に考えるもので、繰り返すにはなりますが、何よりも大切なものは命、そして健康ですから、まずはそれを大切にしながら、落ち着いて、そしてこんなときだからこそできることを前向きに捉えていってほしいなというふうに思っています。

ご記憶でしょうか。2007年、平成19年ですか、がばい旋風を起こして甲子園で優勝しました佐賀北高校の野球部の部室には「ピンチの裏側」というメッセージが貼っているようですが、これを信条としてこの高校は逆境を乗り越えて逆転に次ぐ逆転で見事優勝したそうです。そのメッセージは、「ピンチはチャンス どっさりかまえて ピンチの裏側に用意されているチャンスを見つけよう」と最後にまとめているそうです。対応については、一日一日状況変化もしていますので、国、道の状況を注視しながら、子供たちの様子をつぶさに観察しながら素早い対応をとっていければなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（岩井英明君） 再質問ありますか。

能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） 前向きなメッセージをありがとうございます。私自身この質問を用意していたのは3月2日の日だったのですけれども、ちょうど休校措置でいきなり子供が家にいるという状況になって、2日の日に子ども教室が再開されたので、5日間くらい急に子供がみんな家にいて、自分の仕事に手がつかない状態という中でようやく質問を用意したので、かなり私自身もストレスというか、びりびりした状態をどうすればいいのか、そんな状況の中で用意した質問ですので、後ろ向きな質問が多かったかなと今読み返すと思います。

そんな中で前向きなメッセージをいただいたところなのですが、ただ、急に仕事に行けなくなったりしますと、出た分だけしかお給料、賃金が入ってこない非正規の方ですとか、あとフリーランスの方、そのまま生活不安に結びつくので、幾ら家にいる子供たちにおおらかに接したいと思っても、不安の中で前向きにという、そういうこと自体がなかなか難しい家

庭というのにもたくさん存在すると思います。それぞれ家庭の状況は違うので一概には言えませんが、みんなが前向きな気持ちになれるような支援というのをぜひ念頭に置いてこれから子供たちのケアに当たってくださればなと思います。

その上で再質問ですが、必要な施策なり支援を考えるためにはまず状況を把握しなければいけないと思います。今答弁の中で週1回程度学校の先生が訪問してというお話もありましたが、学校の先生が訪問したところで聞き取った情報なり、それをどの程度教育委員会なり学校3校ある中全体で共有される体制をとっていらっしゃるのか、その点と、あと親なり子供なり、みんなこの先の見通しがいい中で自宅にいるという状態なので、困ったこと、相談したいことがあったときに村として、教育委員会でもいいですし、ほかの部署が所管するのでもいいですけども、村として相談窓口というのがきちんと設置されているのかどうか、今後設置する予定があるのかどうか、その点についてお聞きしたいです。

それに加えて、小まめな情報提供、今スマホは誰でも持っているような時代ですので、いろんなメディアを通して情報収集はされていると思いますが、その中にはデマだとか、どれを信じていいかわからない、そんな状況も生まれていると思います。村として、また学校としてきちんとしたメッセージを送るためにも、もうちょっと小まめな情報提供があってもいいのかなど。今は紙で週1回先生が訪問する際に持ってきてくれる資料が全てなのですが、校内のメール配信も整っていることですし、順次決まったことや新しいお知らせがあったら校内のメールも活用されて、村のホームページもいいですし、教育委員会からということで情報発信がもうちょっとあってもいいのかなどと思いますが、その点について3点質問いたします。

○議長（岩井英明君） 教育長。

○教育長（根井朗夫君） お答えします。

様々な子供たちの休みの間の様子のまず共有の部分についてお話ししますと、今回の部分でいうと先週の金曜日の段階で全ての学校で1回目の家庭訪問が終わったということで報告を受けています。報告の中では、子供たち一人一人については全員が元気に過ごしているということですか、日常の活動、健康状態、それから学習のほうもきちんとできているよという話を聞いてございます。各学校ごとに時間、日にち、若干ずれている部分はありますが、様子については教育委員会のほうで集約するような形で報告を受けてございます。その状況について私のほうからさらに各校長先生のほうに伝えているというような状況で、情報の共有は十分できているのかなというふうに感じているところです。

それから、情報の掲示の関係の部分でいいますと、今回の情報提供については、今日付で新たなメッセージを各学校から保護者宛てにメールで配信しているというふうに思っていますが、昨日知事メッセージが出されるということで、知事メッセージを受けてから正式な文書を配信しようということを出したところです。同様にこれまでも、知事ですとか道教育長のメッセージ等がいついつ出されるのでということで、それに合わせてそのメッセージ、文書が確定した後に文書を出すようにということで心がけて今まで来たところであ

りました。国の施策や道の施策も若干流動的な部分があったかなというふうに思うのですが、なるべく本村においてはぶれないような、そういうメッセージの出し方が望ましいのではないかということから、ある程度確定した状況で最大限早い時期に発信するように心がけてきたところでありました。同じような形で取り組んでいきたいなというふうに思いながら、おっしゃるように、情報がなるべく早く発信できるように努めていきたいなというふうに考えてございます。

それから、ホームページも幾つか、例えば最初の段階では子供たちへ学校での消毒の状況を発信してみたりとか、なるべく段階を踏んで発信していましたが、それ以降休みに入ってからは大きく更新していませんので、今ご指摘のとおり、ホームページ等も使いながら発信していければなというふうに考えてございます。

相談窓口については、各学校には教育委員会に集約するというお話をしてありますし、各学校の担任宛てに、まず子供たちは相談しやすい担任のところには何かあったら連絡してくださいということで案内しているかなというふうに思っています。それから、道の相談窓口のほうの案内文書も、先週の文書あたりではそれを付け加えたやつも発信していたのではないかなというふうに思っていました。いずれにしても現状村内の部分については、教育委員会が集約をした形で進めていきたいなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（岩井英明君） よろしいですか。

続きます、湯澤幸敏君。

○5番（湯澤幸敏君） 本日は、図書室の設置について質問をしたいと思います。

図書室の設置については、平成27年第4回定例議会において一般質問として質問させていただきました。その際、図書館、図書室設置の意義及び必要性については説明しましたので再度申し上げますが、教育長からは生涯学習の観点からすると図書室的機能を有する場所の確保は必要と感じているとの前向きな答弁がありました。ただ、人員の確保や場所などの問題から、近々に整備することは難しいとのことでした。その点については私も理解を示したところでありますが、最終的には重要な検討課題の1つとして捉えており、今後検討していきたいと考えておりますとの答弁がありました。あれから4年が経過しました。これまでどのように検討され、その結果この課題についてどのような進展があったのか、またはないのか、お聞かせください。

○議長（岩井英明君） 教育長。

○教育長（根井朗夫君） ご質問ありがとうございます。質問にお答えします。

まず、図書館の設置につきまして、初めに本村の現状からお話をいたしますと、図書館法に定める公立図書館を本村は設置していません。また、小規模自治体がこれに代わる施設として多く設置している社会教育法に定める公民館図書室も本村はございません。

そこで、本村において図書、読書に対する行政施策はどのように行ってきたか、あるいはあるかということについては、公民館類似施設としては生活改善センターがあります

が、ここに図書コーナーを設けてございました。以前はここを中心に村民向けの図書を提供してきたところでしたけれども、利用者も余り多くなかったということから、現在は村民が来庁する機会が多い役場庁舎の一角を図書コーナーとして、ここを中心に図書を整備し、新しく入る新刊図書、話題図書、人気図書等を年4回購入しながら、道立図書館と連携して定期的な更新をしてきているところです。役場ホームページでの紹介ですとか区会長会議等での呼びかけによって多くの住民にご利用いただきまして、新刊図書、話題図書のコーナー本についてはご利用待ちをいただくこともあるほどにもなっています。

移動図書については、2階に設置していたのですが、それを1階に下ろした、ということから利用者が増えているというような経緯もございます。また、健康支援センターには児童、幼児図書を置いております。そこで閲覧に供するとともに、子育てサークルが子供への読み聞かせ等に利用したり、借りて家庭で活用したり等しています。こちらについても設置場所については好評であると聞いているところです。現在は役場図書コーナーを図書館類似施設として登録してございまして、道立図書館とも連携して図書の借入れやブックフェスティバルを開催したり、今年度については書架を更新して明るい雰囲気を作るといふような心がけ、また書架数も増やしまして、村民が図書に親しむ環境づくりに努めているところであります。

さて、図書館、図書室の設置についてということで、平成27年の前教育長の答弁にあったとおりになりますが、現状では図書室的機能を有する場所の確保は必要ではあるものの、常に図書室に手をかけられる人員の確保や場所などの問題から、近々に整備することは難しいということから、現在利用の両コーナーを中心にその充実を図っていきたいと考え、取組を進めているところです。ただ、図書館、図書室の設置は、まちづくりや地域の振興、活性化を図る上でも核となり得るといふような認識も持っております。現在もお重要な検討課題の1つとして捉えてございます。今後の村全体の施設の整備、取組計画と関連して検討を重ねていきたいというふうに考えてございます。ご質問の具体的な施策の有無という部分でいいますと、ハード面の現状でいえば、ハードの設置は新しく変わったかという、それはなしということになるかなというふうに思いますし、計画ですとかソフトの充実という部分での取組、ここについては進めているというふうなお答えになるかなというふうに思っています。

また、この間と申しますか、それが設置されていないという状態ではあるかもしれませんが、この間、とりわけ未来を担う子供たちの読書環境の充実というのは待ったなしというふうに考えていますので、道立図書館や余市図書館と連携しながら、ブックフェスティバルの充実とか学校での読書指導の充実を通して図書と親しむ活動を進め、豊かな心の育成につなげていきたいなというふうに考えてございます。村づくり計画の一環に図書館を位置づけながら進めていければなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岩井英明君） 再質問ございますか。

湯澤幸敏君。

○5番（湯澤幸敏君） 資料がありますので、議長、今配っていただいでよろしいですか。

○議長（岩井英明君） はい、許します。事務局、お願いします。

再質問どうぞ。

○5番（湯澤幸敏君） 図書館については、日本図書館協会なども蔵書として5万以上とか、それから専任も3人以上の職員が必要であるというような見解を述べています。それから、図書館法第10条には地方公共団体の条例で定めなければならないというようなこともありますので、図書館についてはかなりハードルが高いなということで、図書館を要望するものではございません。図書室について、今回も教育長のほうから、図書室的機能を有する場所の確保は必要である。それから、現在もなお重要な検討課題の1つとしている。今後検討を重ねていきたいという、そういう答弁をいただきました。その辺は私も共有するものであると思うのです。

たくさん課題がある中で、図書室設置について私はそんなに緊急性があるものというふうには思っておりません。ただ、いつかはやらなくては行けないと。それが10年も20年も先では困るわけです。実行に移さなければ、せっかくの重要な検討課題とか図書室的機能を有する場所の確保は必要であるとかということが全く答弁のための答弁にしかならないということです。その辺はしっかりと認識して検討を重ねていただきたい。しかも検討内容も、必要かどうかということは、必要であるというふうに言っているわけだから、その検討は必要ないと思うのです。これからは、どうやったらそれが実行に移せるかということに対する検討をしていただきたいというふうに思います。

今資料をお配りしたのは、道内の図書環境について客観的な事実として紹介させていただきたいというふうに思って配りました。まず、1番目には、北後志管内図書館類似施設の図書費と蔵書数、余市には図書館がありますけれども、ここは比較対照になりませんので、一応4町村で見てみました。図書費、実際には資料費という形で、新聞とか雑誌とか、あるいは視聴覚資料とかそういうものも入っているのですけれども、図書費だけ見てみたら、赤井川村は48万6,000ということで、ほかのところは20万とか30万程度なのです。住民1人当たりの図書費を見てみると、赤井川村は385円、あとのところは二桁ということです。それから、蔵書数についても、数は少ないですけども、住民1人当たり蔵書冊数を見ると5.6冊ということで、この部分を見ると、かなり図書環境というのは整っていると思うのです。

ですけれども、表2を見ていただいて利用状況を見ると、赤井川村は1人当たりの貸出数が0.74、後志管内類似施設は1.25、道内の類似施設は1.63。あとの3町村の貸出数1というのは疑わしいというか、私が勝手に0.幾つと出すことはできないものですからこのまま図書館統計の数を載せていますけれども、何にせよ0.74ということで、まだ1にもいっていない。これは2つの捉え方があると思ひまして、1つは、村民のニーズが余りないのではないかと、もう一つは、形態施設、いわゆる図書室とかそういったものがないから少な

くなっているのではないか。両方の議論があるかと思うのです。私は後者のほうだと思うのです。教育長も必要であるというのは、部屋があって、そこから出して閲覧をして、あるいは学習室があるということを多分必要というふうに考えていると思うのです。貸出しだけでなく、そういうのを作っていただきたいということで要望しているわけです。

それから、表3のほうは道内図書施設等の状況ということで、公立図書館と類似施設ということで、公立図書館については単独、もう一つは併設と複合、類似施設のほうは主たる施設、室、コーナー、赤井川村はコーナーに入っているのですけれども、平成28年から31年の推移を追ってみました。そうすると28年から29年で随分数字が違ってきているのです。かなり類似施設から公立図書館のほうに動いている。これは、大きなところ、例えば札幌なんかは地区センターというのがかなり多かったのであるけれども、それらが中央公民館のほうに併設されたというようなことで、図書室としては残っているけれども、カウントは類似施設から図書館のほうへ変わったという、そういう状況がありますので、例えば28年4月1日は類似施設の室を見ると119から73に減っています。逆に公立図書館のほうは64から103、82から120と動いていますので、今言ったような札幌の例だけではなくて、図書室から図書館への移行というのかなり部分があるものですから、いずれはそういう形が期待されるのではないかなというふうに思っているのです。こんなふうな状況ですので、ほんの一部ですけれども、ぜひともこういった状況を踏まえて考えていただきたいというふうに思います。

それからもう一点、利用状況の中で年間開館日数が赤井川は365になっているのです。365日というのは考えられないと思うのです。一遍それを調べていただきたいと思います。358、359ぐらいまではありますけれども、365でカウントされていますので、そんなところ調べていただきたいと思います。

私はそういう要望をしっかりとお願いして、必要であるならばしっかりと捉えていただいてということをお願いして、質問を終わります。

○議長（岩井英明君） 答弁ありますか。

教育長。

○教育長（根井朗夫君） ありがとうございます。今ご指摘いただきましたように、2つの選択といいましょうか、ニーズの部分なのか、あるいは図書館、施設の問題なのかというお話の部分でいいますと、おっしゃるとおり、2番目が大きいのだろうなというふうに考えてございます。と申しますのは、先ほどもちょっと申し上げましたように、当初、平成24年段階、2階に図書コーナーを設置したところから、今の図書コーナーを下に下ろした、その年度で、今現在でいうと、そのときと比較しますと3倍から4倍利用者が増えているのです。ですから、議員ご指摘のとおり、環境が利用者の関わりになぞぐ大きく結びつくという部分は十分、本村においてもデータから読み取れるのではないかなというふうに考えているところです。したがって、図書館の施策については重要なものであるというふうに考えますし、これからの施設整備、ハード部分がなかなかゴーサインというか、そこまでいかない前段階のソフト面の充実も十分考えていかなければならないなというふうに考えてござい

ます。ありがとうございます。

最後に、先ほどの利用状況の日数の関係なのですが、本村については役場庁舎を提供施設にしているものですから、役場庁舎自身閉庁日が、ほかの図書館では日曜日とか月曜日とかありますが、ここは図書館だけではなく役場として開いている、供給しているということで、休みの日にも本を借りれる状況になっているということで365日というカウントになっているというふうにお伝えしたいなというふうに思います。

ありがとうございます。

○議長（岩井英明君） 以上で一般質問を終わります。

◎散会の議決

○議長（岩井英明君） お諮りいたします。

委員会審査のため、審査終了までの間、散会いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、委員会審査終了までの間、散会することに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（岩井英明君） これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 1時41分散会）